

**標準文書保存期間基準（第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
1	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		(2)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立て又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書  ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書  ③裁決書又は決定書	・不服申立て書 ・録取書  ・弁明書 ・反論書 ・意見書  ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄、ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書  ②訴訟における主張又は立証に関する文書  ③判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状  ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立て書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証  ・判決書 ・和解調書	10年	廃棄、ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

**標準文書保存期間基準（第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
2	(1)法人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄	
	(2)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄	
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ③裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄、ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄、ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
他の事項						
3	通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から2の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年	廃棄

**標準文書保存期間基準（第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
4 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ②取得した文書の管理を行うための帳簿 ③決裁文書の管理を行うための帳簿 ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。） ⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・行政文書ファイル管理簿 ・受付簿 ・決裁簿 ・移管・廃棄簿 ・廃棄の記録	常用（無期限） 5年 20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書については30年） 5年	以下について移管 ・移管・廃棄簿
5 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から4の項までに掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
<b>保安署の所掌に係る事務</b>					
6 署長の官印及び署印の管理に関する事項	署長の官印及び署印の管理に関する事項	署長の官印及び署印の管理に関する文書	・公印押印簿	30年	廃棄
7 公文書類の受付、発送及び審査に関する事項	公文書類の受付、発送及び審査に関する事項	公文書類の受付、発送及び審査に関する文書	・文書管理 ・行政文書監査	5年	廃棄
8 署の所掌事務に関する総合調整に関する事項	署の所掌事務に関する総合調整に関する事項	署の所掌事務に関する総合調整に関する文書	・通達、例規	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
9 広報に関する事項	広報に関する事項	広報に関する文書	・広報掲載立案文書 ・広報掲載依頼文書 ・広報資料	5年	廃棄 以下について移管 ・事件、事故、災害にかかる広報資料

**標準文書保存期間基準（ 第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署 ）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
10 庁内の管理に関する事項	庁内の管理に関すること	庁内の管理に関する文書	・庁内の管理に関すること	5年	廃棄
11 表彰に関する事項	表彰に関すること	表彰に関する文書	・表彰規則	10年	廃棄
12 職員の給与、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項	職員の給与、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項	職員の給与、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する文書	・年末調整（扶養控除申告書） ・給与法、人事院規則、給実甲改正	5年	廃棄
13 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事項	職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事項	職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する文書	・健診・予防接種関係 ・一般健診・人間ドック申請・結果	5年	廃棄
14 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する事項	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する事項	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する文書	・協力援助法関係規則	10年	廃棄
15 職員に貸与する宿舎に関する事項	職員に貸与する宿舎に関する事項	職員に貸与する宿舎に関する文書	・国有財産関連規則 ・宿舎明渡猶予関係	5年	廃棄
16 海上保安協会支部の指導、監督に関する事項	海上保安協会支部の指導、監督に関する事項	海上保安協会支部の指導、監督に関する文書	・海上保安協会関連規則	5年	廃棄
17 官用車の保守管理に関する事項	官用車の保守管理に関する事項	官用車の保守管理に関する文書	・官用車保守管理	5年	廃棄
18 留置場に関する事項	留置場に関する事項	留置場に関する文書	・留置業務 ・取調監査	5年	廃棄
19 嵯島歳出外現金出納官吏の事務に関する事項	嵩島歳出外現金出納官吏の事務に関する事項	嵩島歳出外現金出納官吏の事務に関する文書	・保管金受領証書 ・担保金領収報告書	5年	廃棄
20 国有財産の事務に関する事項	国有財産の事務に関する事項	国有財産の事務に関する文書	・国有財産管理台帳 ・国有財産関係船舶国籍証書の検認	30年	廃棄

**標準文書保存期間基準（第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
21 海上における法令の違反の防止に関する事項	海上における法令の違反の防止に関する事項	海上における法令の違反の防止に関する文書	・検査に関する例規	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
22 海上における犯罪の鑑識及び統計に関する事項	海上における犯罪の鑑識及び統計に関する事項	海上における犯罪の鑑識及び統計に関する文書	・検定関連 ・例規	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
23 海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する事項	海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する事項	海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する文書	・検査に関する例規	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
24 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事項	海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事項	海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する文書	・救難例規	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
25 国際捜査共助に関する事項	国際捜査共助に関すること	国際捜査共助に関する文書	・国際捜査共助共助規則	10年	廃棄
26 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第2章、第2章の2、第3章、第4章、第4章の2及び第7章の規定に基づく承認、登録、確認、届出の受理及び報告の徴集に関する事項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第2章、第2章の2、第3章、第4章、第4章の2及び第7章の規定に基づく承認、登録、確認、届出の受理及び報告の徴集に関する事項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第2章、第2章の2、第3章、第4章、第4章の2及び第7章の規定に基づく承認、登録、確認、届出の受理及び報告の徴集に関する文書	・海洋汚染対策 ・廃棄物排出船の登録申請	30年	廃棄
27 海洋汚染等及び海上災害の防止のための措置に関する実施の計画に関する事項	海洋汚染等及び海上災害の防止のための措置に関する実施の計画に関する事項	海洋汚染等及び海上災害の防止のための措置に関する実施の計画に関する文書	防除措置命令	3年	廃棄

**標準文書保存期間基準（ 第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署 ）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
28 海洋の汚染及び海上災害の防止のための措置の実施に関する事項	海洋の汚染及び海上災害の防止のための措置の実施に関する事項	海洋の汚染及び海上災害の防止のための措置の実施に関する文書	・防除措置の実施の要請	5年	廃棄
29 海洋の汚染状況の監視及び調査に関する事項	海洋の汚染状況の監視及び調査に関する事項	海洋の汚染状況の監視及び調査に関する文書	・防災例規	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
30 海上の汚染の防止に関する地方公共団体、その他の関係機関との連絡に関する事項	海上の汚染の防止に関する地方公共団体、その他の関係機関との連絡に関する事項	海上の汚染の防止に関する地方公共団体、その他の関係機関との連絡に関する文書	・業務協定 ・排出油等災害対策協議会	10年	廃棄
31 立入検査に関する事項	立入検査に関する事項	立入検査に関する文書	・立入検査等実施規則	10年	廃棄
32 警備救難業務に係る情報収集、整理及び通報に関する事項	警備救難業務に係る情報収集、整理及び通報に関する事項。	警備救難業務に係る情報収集、整理及び通報に関する文書	・例規	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
33 海上における警衛及び警護に関する事項	海上における警衛及び警護に関する事項	海上における警衛及び警護に関する文書	・警衛実施	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
34 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項	海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項	海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する文書	・制圧班・制圧訓練	10年（例規の立案等、主管するものは30年）	廃棄
35 沿岸水域における巡視警戒に関する事項	沿岸水域における巡視警戒に関する事項	沿岸水域における巡視警戒に関する文書	・業務協定、覚書	30年	廃棄

**標準文書保存期間基準（第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
36 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する事項	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する文書	・業務協定	10年	廃棄
37 警備救難の業務に使用する武器、火器、火薬、爆薬、火工品及び付属品の整備計画、取扱いに関する事項	警備救難の業務に使用する武器、火器、火薬、爆薬、火工品及び付属品の整備計画、取扱いに関すること	警備救難の業務に使用する武器、火器、火薬、爆薬、火工品及び付属品の整備計画、取扱いに関する文書	・火工品の整備計画(救難業務にかかるもの) ・武器・弾薬関連 ・火工品の整備計画	3年 10年 (例規の立案等、主管するものは30年)	廃棄
38 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関する事項	遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関すること	遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関する文書	・法令	10年	廃棄
39 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督に関する事項	海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督に関すること	海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督に関する文書	・協力依頼 ・表彰事務	5年	廃棄
40 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項	航法及び船舶交通に関する信号に関すること	航法及び船舶交通に関する信号に関する文書	・航行援助業務に関する文書	5年	廃棄
41 保安署の使用する通信施設の保守及び運用に関する事項	保安署の使用する通信施設の保守及び運用に関すること	保安署の使用する通信施設の保守及び運用に関する文書	・無線局に関する通知、報告	10年	廃棄
42 船舶交通の障害の除去に関する事項	船舶交通の障害の除去に関すること	船舶交通の障害の除去に関する文書	・許可標識業務に関する通知、報告	5年	廃棄

**標準文書保存期間基準（ 第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署 ）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
43 海難防止及び海難調査並びに海難救助等に関する統計に関する事項	海難防止及び海難調査並びに海難救助等に関する統計に関する事項	海難防止及び海難調査並びに海難救助等に関する統計に関する文書	・海難防止に関する通知、報告 ・海上安全指導員に関する通知、報告	3年	廃棄
44 港則法(港長業務を含む)に関する事項	港則法(港長業務を含む)に関する事項	港則法(港長業務を含む)に関する文書	・港則法に関する通知、報告 ・港則法に関する市町村等との協議	10年	廃棄
45 港則法第37条の3の規定に基づく港長の職権に関する事項	港則法第37条の3の規定に基づく港長の職権に関する事項	港則法第37条の3の規定に基づく港長の職権に関する文書	・保安部長公示	10年	廃棄
46 港長の印の保管に関する事項	港長の印の保管に関する事項	港長の印の保管に関する文書	・港長業務実施要領	10年	廃棄
47 死亡認定に関する事項	死亡認定に関する事項	死亡認定に関する文書	・死亡認定に関する文書	30年	廃棄
48 警察、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する事項	警察、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する事項	警察、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する文書	・覚書 ・業務協定	30年	廃棄
49 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事項	船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事項	船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する文書	・各港関連協議	3年	廃棄
50 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の7の規定による命令及び同法第42条の8の規定による処分に関する事項	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の7の規定による命令及び同法第42条の8の規定による処分に関する事項	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の7の規定による命令及び同法第42条の8の規定による処分に関する文書	・防災例規	10年	廃棄
51 警備救難の業務に使用する船舶の運用に関する事項	警備救難の業務に使用する船舶の運用に関する事項	警備救難の業務に使用する船舶の運用に関する文書	・巡視船艇運用計画 ・巡視船艇及び航空機運用の基本方針 ・巡視船艇及び航空機運用の基本指針等例規	5年	廃棄

**標準文書保存期間基準（ 第三管区海上保安本部 小笠原海上保安署 ）**

令和5年3月22日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
52 外国による日本船舶のだ捕に関する事項	外国による日本船舶のだ捕に関する事項	外国による日本船舶のだ捕に関する文書	・覚書 ・業務協定	30年	廃棄
53 警備救難用船舶及び航空機の整備に関する事項	警備救難用船舶及び航空機の整備に関する事項	警備救難用船舶及び航空機の整備に関する文書	・船舶普通整備マニュアル	常用	廃船時に船舶技術部あて返送のうえ、船舶技術部にて廃棄
54 港長業務指定船に関する事項	港長業務指定船に関する事項	港長業務指定船に関する運用・各規則文書	例規・通達・指針文書	10年	廃棄
55 所掌事務に関する事項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄